

第2次守谷市環境基本計画（案）

（豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや）

平成28年6月1日

はじめに

守谷市では、平成12年に守谷市環境基本計画を策定し、『豊かな環境と思いやりの気持ちが継承されるまち・もりや』を望ましい環境像として掲げ、その実現に向けた施策に取り組んできました。

その結果、東京方面から利根川を渡ると最初に目に飛び込んでくる斜面林に代表される豊かな自然の保護と、計画的な市街地開発の推進により、機能的で住みよいまちが形成されてきました。

しかし、計画の策定から15年の間に、近年の顕著な異常気象の要因の一つとされる地球温暖化など地球規模の大きな問題から、都市化の進展による緑の減少や、外来生物の侵入による生物多様性破壊の問題、騒音・振動やごみ問題など生活環境に関わる身近な問題まで、私たちを取り巻く環境問題は、以前にも増して複雑多岐化しています。

また、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が各地に降下し、深刻な影響を及ぼしました。守谷市もその影響を受けただけでなく日本全体として将来に向けたライフスタイルを見直すきっかけとなりました。

このような状況を受け、今後の守谷市の環境に関する方向性を定めるため、このたび、『豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや』を望ましい環境像とする、第2次守谷市環境基本計画を策定しました。

本計画は、わかりやすさ・読みやすさに配慮した構成にするとともに、「自然環境」、「生活環境」、「環境活動」の3つの体系ごとに現状、課題、今後の取組について整理し、今ある「豊かで快適な環境を未来へ引き継いでいく」ことに重点を置いています。

これからは、本計画に掲げた望ましい環境像の実現に向けて、市民、事業者、市の三者による協働のもと、それぞれの立場からできることに取り組むとともに、その活動を個人から地域、さらには市全体に広げながら、この守谷市の環境を将来に引き継いでいきたいと考えています。

最後に、本計画の策定に当たり、熱心にご議論をいただいた環境審議会委員各位をはじめ、パブリック・コメントを通じて多くのご意見やご提案を寄せていただきました市民、事業者の皆様、また、環境に対するアンケート調査や意見交換会でご協力いただいた皆様に、心から感謝申し上げます。

平成28年●月

守谷市長 会田 真一

目 次

第1章	計画の概要	
1-1	計画の目的・役割	1
1-2	計画の位置付け	2
1-3	計画の期間	2
1-4	計画の対象	2
1-5	計画の推進主体	3
第2章	計画策定の背景	
2-1	守谷市を取り巻く環境の変化	4
(1)	自然環境	4
(2)	生活環境	5
(3)	環境活動	6
第3章	計画の体系, 基本目標, その目標に向けた取組	
3-1	望ましい環境像	7
3-2	計画の体系	8
3-3	基本目標, その目標に向けた取組	9
(1)	自然環境について	9
(2)	生活環境について	13
(3)	環境活動について	19
第4章	計画の推進及び進行管理	
4-1	計画の推進	23
4-2	計画の進行管理	25
—参考資料—		
1	守谷市環境基本条例	26
2	第2次守谷市環境基本計画諮問書, 答申書	31
3	第2次守谷市環境基本計画の策定経過	33
4	守谷市環境審議会委員等名簿	34
5	市民等アンケート調査の結果概要	36
6	地球温暖化防止への取組	44
7	環境指標値の把握方法	50
8	用語説明	51

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1-1 計画の目的・役割

守谷市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、

- ・守谷市に関係するすべての人たちと協力し、先人から受け継いだ清流と豊かな緑につつまれた自然環境並びに歴史と伝統を守っていく責務を果たす。
- ・現在及び将来の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受できる環境に発展させ、次の世代に継承する。

ことを趣旨として定められた「守谷市環境基本条例（以下「基本条例」という。）第3条」に示される4つの基本理念に沿って、基本条例第11条に基づいて策定するものです。

また、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民、事業者、市それぞれの環境に対する共通認識を形成し、各主体が、より望ましい環境づくりに取り組むための指針となるものです。そして、環境分野の個別計画を総括するとともに、幅広い分野において展開される各種事業・施策を、環境の面から望ましい方向へ誘導する役割を有するものでもあります。

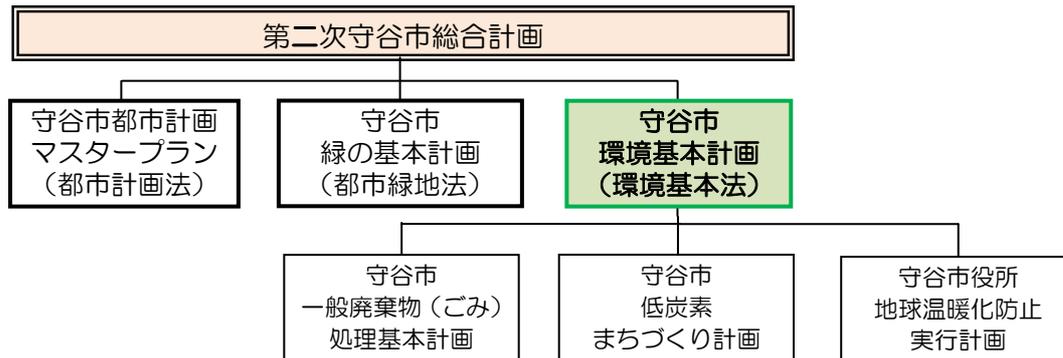
今回策定した第2次守谷市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、先の守谷市環境基本計画（計画期間：平成12年度（2000年度）から平成27年度（2015年度）まで。以下「前計画」という。）に引き続き、守谷市の環境保全を市民（通勤・通学・滞在者、市民団体を含む。以下「市民」という。）、事業者、市が一体となって、総合的、計画的に推進していくことを目的としています。

～基本条例 4つの基本理念（第3条）～

- ① 環境の保全は、現在及び将来の世代の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受するとともに、人類の存続基盤である地球環境を良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に推進されなければならない。
- ② 環境の保全は、すべての者が公平な役割分担の下で、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない循環型社会が実現されるよう推進されなければならない。
- ③ 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- ④ 環境の保全は、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が保全され、及び自然の物質循環を損なうことなく、地域の自然、文化、産業等との調和がとれた、潤いと安らぎのある快適な環境を形成していくよう推進されなければならない。

1-2 計画の位置付け

環境基本計画は、守谷市における全ての計画の上位計画として位置付けられる「第二次守谷市総合計画」（以下「総合計画」という。）に即する、環境面の総合的な基本計画です。また、守谷市のまちづくりの基本方針である「守谷市都市計画マスタープラン」や緑のオープンスペースに関する総合的な計画「守谷市緑の基本計画」などとの整合を図ります。



1-3 計画の期間

計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とします。

なお、社会環境や行政課題などの変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

1-4 計画の対象

対象地域は、守谷市全域です。

また、対象とする分野は、「自然環境」、「生活環境」、「環境活動」です。

○自然環境

自然環境の保全、耕作放棄地、固有生態系の維持、新エネルギーの活用など

○生活環境

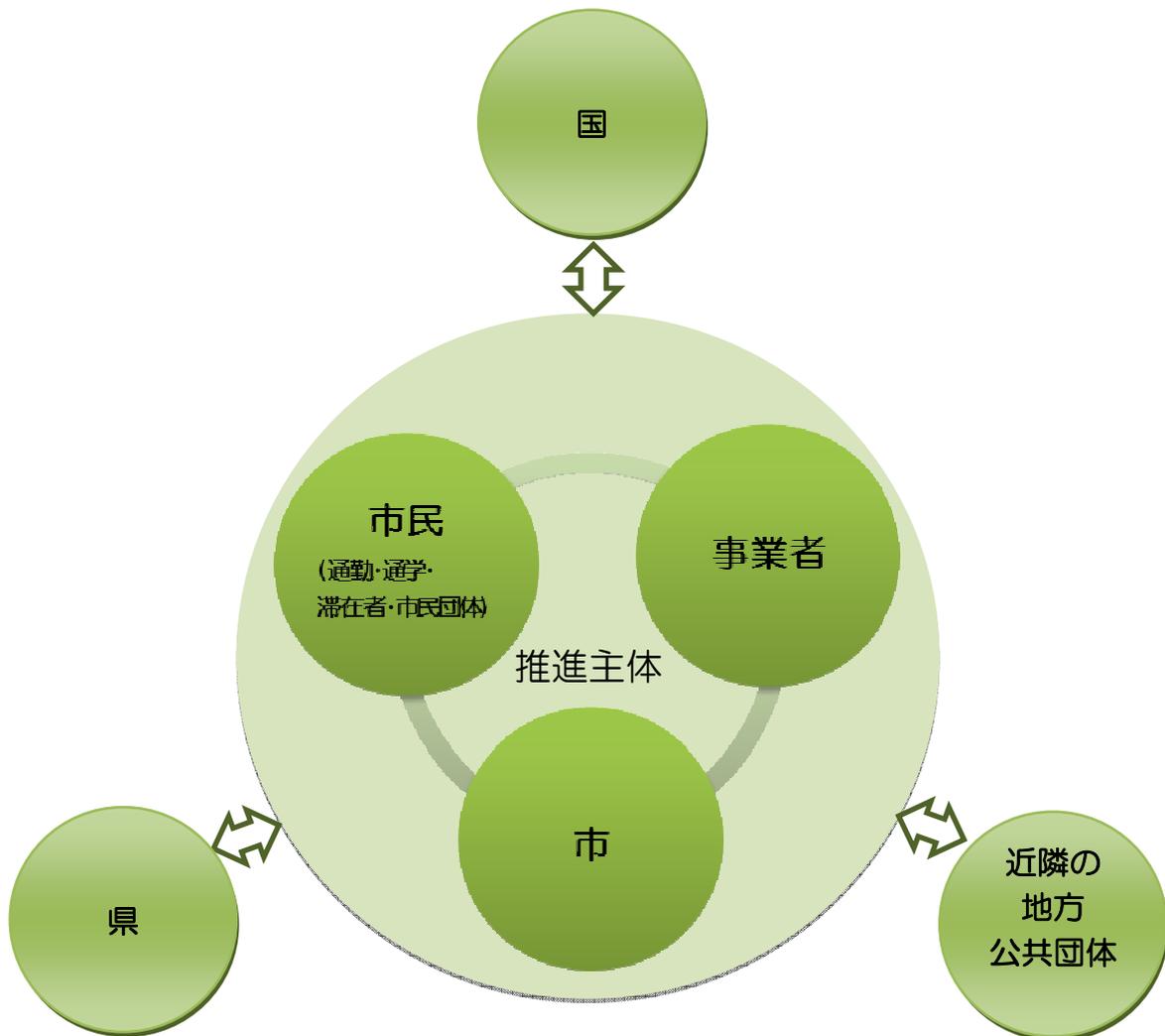
公害問題、放射能問題、環境美化活動、空き家問題、ごみ減量化など

○環境活動

環境教育、環境学習、市民団体による里地・里山の保全活動など

1-5 計画の推進主体

環境基本計画では、市民や事業者など市に関わる全ての方々を推進主体とします。さらに、市域を超えて広域的な取組が必要となる場合には、国、県、近隣の地方公共団体などとも連携を深めることにより環境基本計画を推進していきます。



第2章 計画策定の背景

第2章 計画策定の背景

2-1 守谷市を取り巻く環境の変化

守谷市は、茨城県の南端に位置し、水と緑に恵まれたまちです。一方、首都から40キロメートル圏内という立地条件から都市化が進み、宅地開発とともに公園や街路、上下水道など都市基盤が整備され、特に下水道の普及率はほぼ100パーセントに達し、環境にやさしいまちづくりが行われています。

前計画の策定が平成12年に行われ、それから15年間、守谷市では、望ましい環境像の実現に向けて、自然環境の保全や地球温暖化の防止、循環型社会の形成などに関する計画の策定などを通して、施策や事業の実施に取り組んできました。

そのような中、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が各地に降下し、深刻な影響を及ぼしました。

国においても、平成24年4月に、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置付けた第四次環境基本計画が閣議決定されるなど、環境に関する様々な取組が進められてきました。

また、国際的な枠組みにおいては、平成27年（2015年）11月にパリで開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2℃未満に抑えることを目標とし、さらに1.5℃未満とするよう努力することや、森林などの二酸化炭素吸収源の保全・強化のための措置をとるべきと決定されました。

このような背景を踏まえるとともに、守谷市を取り巻く環境の変化に対応し、今後の守谷市における良好な環境の保全・創出に向け、本計画を策定することとしました。

（1）自然環境

私たちが住む守谷市は、利根川、鬼怒川、小貝川の3つの河川をはじめとする豊かな自然環境からの恵みを受け、快適で便利な生活を目指したまちづくりにより発展してきました。

しかし、近年の急激な都市化の進展や住宅地開発などによって、身近な緑地や野生動植物の生息・生育環境となる自然環境の減少が進んでいます。

また、近年では、外来生物に関する問題が新たに発生しています。従来の生態系に影響を与えることから、今後の対応が重要な課題となっています。

動植物の生息・生育環境と密接に関連している農地に関しても、農業就業者の高齢化や後継者不足に伴い、耕作放棄地の増加が懸念されています。荒廃した農地は、病

害虫の繁殖や廃棄物の不法投棄など、地域における問題発生の原因となります。

一方、地球環境に目を向けると、地球温暖化に関連する事象の発生が深刻な問題となっていることから、国をはじめ、守谷市でも地球温暖化対策のため行動しています。

私たちはライフスタイルを見直し、一人ひとりが日常生活の中で無駄なエネルギーの使用を減らすとともに、エネルギーの再利用や有効活用、新エネルギーの利活用を考えていかなければなりません。

また、地球温暖化の防止策と並行して、地球温暖化による様々な影響を最小化、又は回避できるよう、中長期的なリスク管理の視点を持った施策を検討していく必要があります。

(2) 生活環境

人々の生活は、様々な環境との結びつきから成り立っています。

以前の守谷市では、生活を取り巻く環境の中で、交通渋滞の発生や人口急増によるごみ排出量の増加などが見られましたが、道路の新設や市民をはじめとする皆さんの努力により、改善が見られています。

しかし、市の環境調査の結果、大気、騒音、振動の項目は、おおむね環境基準を満たしていますが、河川等水質、地下水質の項目は、年度や測定地点により環境基準を上回る測定結果も出ているため、今後も引き続き、環境改善に向けた取組が必要となります。

また、豊かな自然にあふれた「もりやの原風景」の一つであり、憩いの場としても活用されている利根川河川敷などには、心ない人たちによって捨てられた粗大ごみなどが多く見られます。守谷市では、身の回りの美化の重要性など環境に対する意識を啓発する目的で、市民との協働により、市内での清掃・美化活動を定期的実施しており、今後も継続して活動することが重要です。

さらに、守谷市では、ごみの排出量削減の取組として平成24年度から粗大ごみ収集の有料化を開始したほか、不燃ごみとして出されていたペットボトルとプラスチック製容器包装についても分別収集による再資源化を始めました。これにより、年間ごみ排出量は一旦大きく減少しましたが、現在微増傾向にあります。一方、常総環境センターで実施している「生ごみ堆肥化モデル事業」では、参加協力者が年々増加し、ごみ減量化の意識が市民に浸透してきていることが伺えます。

また、日本全国で適切な管理が行われていない空き家等が、地域住民の防災、衛生、景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、今後、生活環境保全のために対応が必要となってきています。

守谷市においても、今後の市民の高齢化などに伴い、管理が行き届かない空き家がさらに増加することが懸念されています。

(3) 環境活動

守谷市の環境問題に対する取組結果は、現代の私たちにだけでなく、子どもたちや孫たちといった次の世代に現れてきます。

環境問題の解決のため、また、先人から引き継がれてきた豊かな環境を守るためには、市民全体が環境学習に取り組む必要があります。

守谷市の未来を受け継ぐ子どもたちは、小中学校の「総合的な学習の時間」などの授業において、身近な動植物の生態やエネルギー問題などについて学んでいます。

しかし、市民等アンケート調査では、多くの子どもたちが、「環境問題」について生活に関する切実な問題であることに気付きながらも、関心がないという残念な結果となっています。それと同時に、環境問題とは、「生活環境問題」というより「地球環境問題」と捉えている傾向が見られるため、今後は地域レベルの環境問題として関心を高めることが重要となっています。

守谷市では、市の環境に関する現状を把握するための各種調査や、自然環境啓発活動などを定期的に行っています。

また、市民活動団体などにより、動植物にとって重要な生息・生育環境となる里地・里山の保全活動なども行われています。

守谷市では、これからも、豊かで良好な環境を未来へつなげていくために、各種調査や啓発活動を継続して実施するとともに、市民活動団体などによる環境活動を積極的に支援していく必要があります。